

補 足 意 見

2013年3月28日 国分正一

1 総論：この検討会議は法科大学院を中核とする法曹養成制度の現状の問題点を検討して、具体的改善策を提言するためのものである筈です。昨日の会議で冒頭に発言させて頂いたように、中間的取りまとめ（案）に読み取れる具体的な提言は、司法試験合格者年間3000人の目標の撤回と中教審・文科省提案の法科大学院の共通到達度確認試験の導入くらいです。これでは法曹関係者のみならず、法曹志願者を含めた国民から、「検討会議は一体何をやっていたのか」と言われかねません。

2 司法修習生に対する経済的支援の在り方（10頁）：衆議院法務委員会附帯決議で司法修習の位置づけや修習専念義務の在り方を踏まえた経済的支援の検討が求められていたにも拘わらず、10頁の記載は検討を事実上先送りした形になっています。

医師の研修では、かつて無給だったインターン制度が批判され、現在は研修医として給与が支払われるようになりました。司法修習生は研修医と異なり法曹として業務をする権限がありませんが、司法試験に合格した法曹有資格者として、その修習に専念できるように一定額の手当を支給して身分・生活の安定を図るべきです。

この点については、給費制か貸与制かの議論はすでに旧「法曹の養成に関するフォーラム」第1次取りまとめで決着済みであるとの意見もありましたが、現在の検討会議は昨年の裁判所法改正に基づき新メンバーが加わった新しい組織としてできたものであり、「フォーラム」で議論済みという態度は私のような新メンバーには合点がいきません。和田委員が指摘したように、私も含めて給費制復活を求める意見もあったことを記載すべきと考えます。司法試験を通ったものを、親に頼る子供でなく、大人として自立できるように扱うべきとの考えに基づく意見です。

貸与制に百歩譲ったとしても、地方配属者の不公平是正や実費的な部分の援助などの必要性を認めるべきであるが多数の意見であった筈でして、「更に検討」というのでは取りまとめとして弱すぎます。そこで、10頁の枠内2つめの○の記載として以下のような修正を提案致します。「司法修習生に対する経済的支援の在り方については、貸与制を前提とした上で、司法試験に合格した法曹有資格者に対し国が1年間の修習に専念するよう義務づけた司法修習の位置づけを踏まえつつ、より良い法曹養成という観点から、必要な経済的支援の措置を検討する必要がある。」

3 法科大学院：12頁枠内4つめの○は、第1文と第2文の論理的つながりがおかしい。寧ろ第1の○の後ろに移し、「法科大学院がこれまでに法曹有資格者を輩出した教育力と努力は一定程度評価できる。」と述べるに留まることで十分でしょう。

全体として大幅な定員削減に取り組む必要があると考えております。本取りまとめ（案）では課題を抱える法科大学院に対し公的支援の見直しの徹底により統廃合と定員削減を進めることが中心となっていますが、それでは大規模校や中規模校の定員削減が進まず、全体としての定員削減が遅れる恐れがあります。加えて、「教育上適正な規模」と「地域的適性配置」の観点から、大規模・中規模校も定員削減の対象と、他方で小規模校は統合などにより適正規模にすることを明記すべきでしょう。

4 予備試験制度（17－18頁）：基本的に予備試験は法科大学院制度を補完する第二次的・例外的な制度（経済的事実等で法科大学院に進学できない人に法曹への道を残す制度）であり、法科大学院制度の充実に伴って廃止に向かうべきものであった筈です。このことを取りまとめ（案）の文中に明記すべきと考えます。

5. 継続教育（21頁）：「法科大学院には、法曹が先端的分野等を学ぶ機会を積極的に提供することも期待される」とありますが、「・・・提供する仕組みを構築すべきである」で如何でしょうか。